

1 住所等の変更手続きについて

住所、通学経路、保護者等に変更が生じた場合は、速やかに届出を行ってください。変更届は経営企画室に用意してあります。

変更届を提出する際は、生徒証とあわせて下記の確認書類を添付してください。

(内容確認後に返却いたします。)

○住所変更の場合…マイナンバーが記載されていない住民票(世帯全員)

○保護者変更及び氏名変更の場合…戸籍謄本

2 注意事項

(1) 通学定期券が利用できる区間は、自宅から学校までの「最短区間」です。

通学経路の変更は、引っ越し等の合理的な理由でない場合は受付できません。学習塾等へ立ち寄るために通学経路を変更することはできませんのでご注意ください。

(2) 保護者変更の際は別途必要な手続きが生じる場合がありますので、経営企画室へご連絡ください。